

なんでも相談室

交通事故にあって、乗っていた車はこわれ、私自身は一時入院していましたが、いまは通院して相手方から示談をしたいと申し入れて来ました。示談をするためにはどういうことが必要でしょうか。

それに、示談をした後に後遺症が出たときのことでも考えなければなりません。が。

交通事故

示談の方法はどうしたらよいか

示談とは、被害者側と加害者側とが、お互いの話し合いによって損害賠償のとりきめをすることです。

示談のしかたについては、次のようなことを心がけておけばよいでしょう。

○示談の時期と効果

示談は、円満に早く解決するにこしたことはありませんが、治療費など損害の総額が明らかに見透しがついてからの方がまちはがいが少ないようです。示談がいったん成立すると、原則とし

てやり直しはできませんので注意が必要です。

△請求できる損害賠償

示談をする前に、事故によって受けた損害の内訳を調べておくことが必要です。が、それにはつぎのようなものがあります。

- 1 単車の修繕料などのいわゆる物損原則として、原状復旧のための修繕料が損害賠償ですが、修繕不能ときは、事故当時の価格が損害賠償額となります。
- 2 けがの場合はつぎの二つの損害があります。

△財産的損害

- 病院などへ運んだ護送費、治療費
- 付添看護料、通院のための交通費など。
- 治療期間中の休業による収入の減少についての補償。
- 治療がすんでも身体に障害が残り、そのため働く能力がおちたり、能力を失った場合の後遺障害補償。

「精神的損害」
被害者の精神的な苦痛についての慰謝料。

3 過失相殺

被害者側にも過失が認められる事故の場合、過失の割合によって損害賠償額が減額されます。

△示談交渉についての注意

- 1 示談をする前に、県や市町村の交通事故相談所などの専門家の意見を聞いておくこと。むやみに、他人に印鑑をあずけたり、白紙委任などをしないこと。
- 2 話し合いは、感情に走らぬよう、慎重な態度で誠意をもって進めること。
- 3 相手が代理人をたてて来たとき



と同時に示談書を取りかわすのが一番よいのですが、それができないときは、支払日を記入し、連帯保証人をつけるとか、抵当権を設定するとか、簡易裁判所で和解調書(即決)を作ってもらおうとか、あるいは示談書を公証人役場で公正証書にしておくことも必要でしょう。

4 示談による話し合いがつかないとき

簡易裁判所に調停を申し立てるとか、裁判所に訴訟をすることになります。裁判所は交通事故の事件は早く処理するようにしています。

(県交通事故相談所)

これからの住宅

戦後二十年余の間に、県下では約十五万戸をこえる住宅の建設が行なわれた。だが、熊本市における公営住宅、分譲住宅の入居応募倍率は平均でそれぞれ約十五倍、十七倍という高い倍率であり、都心部における住宅難がいかに深刻であるかを示している。

とくに、二十二年から二十四年にかけてのいわゆるベビーブームで生まれた子供たちが、ここ数年間でいつせいに結婚適齢期となり、自然に住宅も必要となる。このような状況の中で、県下の住宅事情はどうか……

まだまだ足りない住宅

☆ 富永さん、この五カ年計画が順調に進んで、八万四千五百戸の家が建ったら、一応 世帯一住宅が目標とおり達成され、これで住宅の問題はなくなったということに、数字の上はなりませんけれども、さらにこの後、新しい五カ年計画がたてられるというのですが、これはどういうことなのでしょう。

★ 熊本県におきましてもね、熊本市以外の地方都市の過疎現象の反面、やはり、都市集中という問題が起きてまいりますし、また、終戦直後のベビーブーム

がございましてね、この人達が次の五カ年計画ぐらいで結婚適齢期に達するといふようなこと、その他一般の家庭の一世帯の家族構成が細分化されてきた、家族構成が少なくなってきたということ、住宅が増え必要になってくるわけですね。

「☆」ところで県では住宅を必要としている人が何人いるのでしょうか。

★ そうですね。私の方で立地条件のいい所に建てますと二十数倍の倍率を示しているわけですし、また分譲住宅にしまして三十数倍というような倍率でございまして、相当数足りないといふことがいえますね。

★話し手 富 永 健 二 (熊本県住宅課長)

☆聞き手 神 代 信 子 (熊本放送アナ)

☆ 住まいに関して、ひと昔前とでは大きな変化ですね。具体的にはどういったことが挙げられますか。

★ 戦前では、やはり、自分の家を建てるのは、一生一代の大事業だったわけですから、戦後になってからは、いろいろ政府の施策も確立してまいりましたし、共済組合関係あたりの住宅資金ですね。一方民間においては、住宅ローンあたりもできてきました。それで非常に建て易くなったということは事実ですね。

☆ 一般化したというわけですね。しかし、まだまだ、こんな家に住みたいと思ってもなかなか思いどおりには住めない時代ですけれども。

★ 土地の取得が問題になりますでしょうか。

住宅環境の整備に力を

☆ 実は私、さきごろ江津湖団地に行ってきたんです。あそこにはアパート、分譲住宅が一緒に同じ地域にございましてね。八百四十世帯あるというお話でした。県営のアパートにはいつていらっし

やる方は、環境がもっと良くなりたいたらうかとおっしゃってました。例えば、病院とか電話の設備とか交通の便とか、学校がちょっと遠いといつてらっしゃいましたね。

★ そうですね。あそこは四、五年前に、私の方で造成をやりましてね、そういう計画も一緒に考えてやったわけですから。

☆ それから、分譲住宅に住んでいらっしゃる方に向つてみたんですけれども、ふつう分譲住宅というときすぐ建売りの家屋が並んでいるという感じがするんですね。ところが、江津湖団地の場合屋根の色や型が全部変化があつて、そういう古いイメージがちょっと消えました。それから土地の分譲を受けて、お家を建てられた方へ伺つたのですが土地の分譲を受ける時の競争率は三十数倍だったようでした。

★ そうです。

☆ でも家賃を払っていた時に比べれば、返済金も毎月毎月払っていくけれども、いずれは自分のものになるのだという安堵感を感じていらつしやうたようですね。でも、ここでも同じように環境の整備ということおっしゃってましたね。

★ この点につきましては、団地を造成する時から考えておりましたけれど、なかなか病院の建設、あるいは利便施設の整備が思うようにできませんでしたが、最近になってやっと見通しがつきま